

判決年月日	平成24年3月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（行ケ）第10323号		

○ 電気通信機械器具用モジュール等を指定商品とし、「KDDI」「Module」「inside」の文字を上下三段に配するなどして構成された商標は、「intel」及び「inside」の文字を上下二段にするなどして構成された各商標との関係で、混同を生ずるおそれがある商標（商標法4条1項15号）には該当せず、公正な競争秩序から逸脱し、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標（同項7号）にも該当しない。

（関連条文）商標法4条1項7号、15号

原告は、オペレーティングシステムソフトウェアのための電子計算機用プログラム等を指定商品とし、「intel」及び「inside」の文字を上下二段にするなどして構成された商標等（引用各商標）の商標権者であり、被告は、電気通信機械器具用モジュール等を指定商品とし、「KDDI」「Module」「inside」の文字を上下三段に配するなどして構成された商標（本件商標）の商標権者である。

原告は、商標法4条1項7号及び同項15号違反を理由として、電気通信機械器具用モジュール等の指定商品に係る本件商標の商標登録を無効にすることを求める審判請求をしたところ、特許庁は、本件商標は引用各商標との関係で、商標法4条1項15号に違反して登録されたものではなく、同項7号に違反して登録されたものでもないから、その登録を無効とすることはできないとの審決をした。

本件は、上記審決の取消訴訟であり、原告は、取消事由として、上記各号該当性に係る判断の誤りを主張した。

本判決は、概略、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

「商標法4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務に使用したときに、当該商品又は役務が他人の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標のみならず、当該商品又は役務が上記他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属

する関係にある営業主の業務に係る商品又は役務であると誤信される広義の混同を生ずるおそれがある商標が含まれる。そして、上記の「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品又は指定役務と他人の業務に係る商品又は役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品又は指定役務の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきものである（最高裁平成10年（行ヒ）第85号同12年7月11日第三小法廷判決・民集54巻6号1848頁）。本件商標と引用各商標との外観は全体として類似するものではなく、称呼、観念も相違する。また、引用各商標中の「…inside」又は「…INSIDE」という表示形式が、当該商標が使用された商品又は役務が直ちに原告の製造に係る商品又は役務であると誤信するおそれを生じさせるほどの強い出所識別機能を有しているとまではいえず、その構成自体が格別独創性の高いものということもできない。本件商標中の「KDDI」の文字も、被告を表示するものとして高度の周知性を有していることを併せ考慮すると、指定商品に重複するものがあり、両者の取引者及び需要者が共通することを考慮しても、本件商標がこれに接した取引者及び需要者に対し引用各商標を連想させて商品の出所につき誤認を生じさせるものということはできない。

また、本件商標は、引用各商標の持つ顧客吸引力へのただ乗り（いわゆるフリーライド）やその希釈化（いわゆるダイリューション）を招く結果を生ずるおそれがあるものではなく、公正な競争秩序から逸脱し、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標であると認めることもできない。」